



2022年6月7日

各 位

会 社 名 株式会社 北 洋 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 安 田 光 春
(コード番号 8524 東証プライム・札証)
問合せ先責任者 執行役員経営企画部長 山吹 達也
(TEL:011-261-1315)

「第166期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

2022年6月6日付でご送付申しあげました当行「第166期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがありましたので、ここにお詫び申しあげますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

【修正箇所】(修正箇所には下線を付して表示しております。)

1. 招集ご通知 27 ページ

第166期事業報告 ③ 自己資本比率、ROE

(修正前)

2022年3月末の自己資本比率(国内基準)は、利益剰余金の積上げなどにより、12.16%と前年比0.09ポイント増加いたしました。(略)

自己資本比率、ROE(単体)

	2021年3月末	2022年3月末	増 減
自己資本比率(国内基準)	12.07%	<u>12.16%</u>	<u>0.09%</u>
ROE(当期純利益ベース)	2.15%	2.68%	0.53%

(修正後)

2022年3月末の自己資本比率(国内基準)は、利益剰余金の積上げなどにより、12.17%と前年比0.10ポイント増加いたしました。(略)

自己資本比率、ROE(単体)

	2021年3月末	2022年3月末	増 減
自己資本比率(国内基準)	12.07%	<u>12.17%</u>	<u>0.10%</u>
ROE(当期純利益ベース)	2.15%	2.68%	0.53%

2. 招集ご通知 37 ページ

第166期事業報告 ⑧ 連結決算の概要

(修正前)

(略) また、連結自己資本比率(国内基準)は、12.51%となりました。

(修正後)

(略) また、連結自己資本比率(国内基準)は、12.53%となりました。

以上

第166期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

場 所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号

ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

- ・本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年同様、規模を縮小・予定時間を短縮したうえでの開催とさせていただきます。
- ・株主の皆さまにおかれましても、極力、事前に議決権を行使していただき、本株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・詳細につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」をご覧ください。

ご来場の株主さまへのお土産をご用意しておりません。
あらかじめ、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

目 次

第166期定時株主総会招集ご通知	2
新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について	3
議決権の行使等についてのご案内	4
インターネット等による議決権行使のご案内	5
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の配当の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役10名選任の件	9
第4号議案 監査役1名選任の件	22
(添付書類)	
第166期事業報告	24
計算書類	59
連結計算書類	61
監査報告書	63
株主総会会場のご案内	

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年度は新型コロナウイルスの変異株出現による社会的自粛の継続や資材・資源価格高騰による世界的なインフレ懸念など外部環境は極めて不透明かつ混沌とした状況となっております。

このような厳しさを増す経営環境の中で、北洋銀行グループは、役職員一人ひとりが果たすべき役割や社会的使命を明確にするため、2020年度からスタートした中期経営計画『共創の深化』への取組みの前提として、新たな経営理念「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日(あす)をきりひらく」を策定し、その実現のための4つの具体的な行動規範を掲げています。

この理念では、株主の皆さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまの信用・信頼の下に、北洋銀行グループが在るということをし

っかり意識し、お客さま・地域の多様化するニーズ・課題に、最善の提案を以って真摯にお応えしていくこと、そしてこうした一つひとつの取組みを通じて、北海道の持続可能な未来のために、自ら困難に立ち向かい、貢献していくという強い決意を表しております。

新型コロナウイルスの感染拡大により社会・経済ではますますデジタル化が進行し、SDGs・ESGに対する取組みなどの社会的要請を受けてCO₂排出量削減をはじめとする環境課題解決への意識が高まっております。ポストコロナを見据えたお取引先企業への本業支援をはじめデジタル化や環境課題への取組支援など、お客さまの満足や価値を最大化させる取組みを積み重ね、北洋銀行グループの企業価値の向上につなげてまいります。株主の皆さまにおかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



取締役頭取 安田 光春

2022年6月

経営理念

お客さま本位を徹底し、
多様な課題の解決に取り組み、
北海道の明日をきりひらく

行動規範

- ① コンプライアンス・社会的責任を常に意識し、誠実に向き合う
- ② お客さまからの「ありがとう」を追求する
- ③ 職員一人ひとりを尊重し、チームワークを最大化する
- ④ 変化を恐れず、自ら考え挑戦する

株 主 各 位

札幌市中央区大通西三丁目7番地
株 式 会 社 北 洋 銀 行
取締役頭取 安 田 光 春

第166期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第166期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 本株主総会へのご出席・議決権行使等につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」、4頁の「議決権の行使等についてのご案内」、および5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」
3. 目的事項
報告事項 1. 第166期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容
および計算書類の内容報告の件
2. 第166期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の
内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年同様、規模を縮小・予定時間を短縮し、株主さまの安全に配慮したうえで開催いたしたく、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 本株主総会につきましては、株主さまの健康と安全面を最優先にお考えいただき、極力、**ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。**
 2. 本株主総会にご来場されない株主さまにおかれましては、**書面またはインターネット等にて、事前に議決権を行使していただきますようお願いいたします。**
 3. 本株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、以下の対応につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。
 - ①入場前に体温測定をさせていただきます。**発熱症状など体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。**
 - ②会場内の座席間隔を広げるため、**ご入場を制限させていただく場合がございます。**
 - ③当行の役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。ご来場される株主さまにおかれましても、マスクの着用および会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ◆ 安全上の理由（接触感染リスクの低減）により、ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめ、ご了承くださいませようお願い申し上げます。**
4. 今後の状況により、本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.hokuyobank.co.jp/>）にてお知らせいたします。

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。3頁に記載のとおり、本株主総会においては、書面またはインターネットによる議決権の行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。議決権行使書用紙は入場票として使用させていただきます。

日 時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時 受付開始：午前9時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

インターネットで所定の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては5頁をご参照ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時まで

当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

- ◎代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
 - ◎書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
 - ◎議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。
 - ◎次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保する体制」 ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
- なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) に修正後の内容を掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



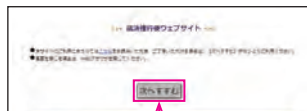
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、QRコードを再度読み取っていただき、右記の方法で再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

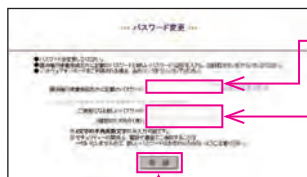
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当を含めた業績連動配当制度や自己株式の取得などにより、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2022年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,948,634,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
普通株式 2022年6月29日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき5.0円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき10.0円となり、2021年5月12日に公表した配当予想どおりとなります。

<ご参考> 当行の総合的な株主還元施策

【普通配当金】

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年10円とする予定といたします。

【業績連動配当金】

業績に連動する部分として、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が150億円を上回る場合に、その超過額の30%を目処にお支払いする予定といたします。

【自己株式の取得】

年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後に、自己株式を取得する予定といたします。なお、年間の配当額が親会社株主に帰属する当期純利益の40%を上回る場合には、自己株式の取得は行わない予定といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	(削 除)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>②当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第3条</p> <p><u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設</u> は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、<u>2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会</u>については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、<u>2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後</u>にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の機動的な運営を一層高めるため、取締役を1名減員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会の協議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性	担当
1	やすだ みつ はる 安田光春	取締役頭取 (代表取締役)	再任	グループ会社統括、秘書室 担当
2	ながの むの ゐ 長野実	取締役副頭取 (代表取締役)	再任	リテール推進部、ローン統括部、アドバイザリ一部、市場営業部 担当
3	ますだ ひと し 増田仁志	常務取締役	再任	本店営業部本店長委嘱
4	しんどう さとし 進藤智	常務取締役	再任	システム部 担当
5	あべ まさ のり 阿部勝義	取締役	再任	営業店サポート部長委嘱、デジタル・マーケティング部 担当
6	やまだ あきら 山田明	常務執行役員	新任	法人推進部長兼ソリューション部長委嘱
7	しまもと かず あき 島本和明	社外取締役	再任 社外 独立	—
8	にし た なお き 西田直樹	社外取締役	再任 社外 独立	—
9	たに ぐち まさ こ 谷口雅子	社外取締役	再任 社外 独立	—
10	ささき まき こ 佐々木麻希子	社外取締役	再任 社外 独立	—

候補者番号

1

やすだ みつはる

安田 光春 (1959年10月5日生)

再任



所有する当行の株式数

87,500株

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

取締役在任年数

8年

略歴、当行における地位

1983年4月 株式会社北洋相互銀行 (現 当行) 入行
2004年4月 同 経営管理部企画課長
2005年4月 同 宮の沢支店長
2007年8月 同 人事部調査役 (石屋製菓(株)出向)
2009年4月 同 融資第一部副部长
2011年6月 同 融資第一部担当部長兼与信企画室長
2013年6月 同 執行役員融資第一部長
2014年6月 同 取締役経営企画部長
2016年6月 同 常務取締役
2018年4月 同 取締役頭取 (現任)

重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

宮の沢支店長、融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役として法人推進本部長、営業戦略部、フィナンシャル部門の担当役員を務めたのち、2018年4月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

2

ながの　みのる

長野

実

(1959年11月16日生)

再任



所有する当行の株式数

73,400株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任年数

8年

略歴、当行における地位

- 1982年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2005年6月 同 経営管理部企画課長
- 2009年4月 同 経営管理部副部長兼企画第一課長
- 2009年6月 同 経営管理部長
- 2011年1月 同 経営管理部長兼企画第二課長
- 2011年6月 同 執行役員営業推進統括部長
- 2012年6月 同 執行役員旭川中央支店長
- 2014年6月 同 取締役旭川中央支店長
- 2015年4月 同 取締役本店営業部本店長
- 2016年6月 同 常務取締役本店営業部本店長
- 2017年6月 同 常務取締役
- 2019年6月 同 取締役副頭取 (現任)

重要な兼職の状況

北海電気工事株式会社 社外取締役 中道リース株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

営業推進統括部長、旭川中央支店長、本店営業部本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役、2019年6月から副頭取として、リテール事業本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ますだ ひとし

増田 仁志

(1964年10月30日生)

再任



所有する当行の株式数

12,700株

取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

- 1987年 4月 株式会社北洋相互銀行 (現 当行) 入行
- 2009年 3月 苗穂支店長
- 2010年10月 同 人事部調査役 (株式会社札幌北洋ホールディングス出向)
- 2011年 6月 同 リテール部ローン課長
- 2014年 6月 同 ローン推進部副部長兼コンシューマーファイナンス推進課長
- 2015年 4月 同 豊平支店長
- 2017年 4月 同 執行役員苫小牧中央支店長
- 2019年 4月 同 常務執行役員帯広中央支店長
- 2020年 6月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広南支店長
- 2021年 3月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長
- 2021年 6月 同 常務取締役本店営業部本店長 (現任)

取締役候補者とした理由

ローン推進部副部長、豊平支店長、苫小牧中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2021年6月から常務取締役として、本店営業部本店長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。お客さまに寄り添いながら、当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

しんどう

進藤

さとし

智

(1963年10月27日生)

再任



所有する当行の株式数

29,000株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任年数

4年

略歴、当行における地位

- 1987年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2009年4月 同 資金証券部運用課長
- 2012年10月 同 経営企画部経営管理課長
- 2014年4月 同 経営企画部経営企画課長
- 2014年6月 同 経営企画部副部長兼経営企画課長
- 2015年10月 同 経営企画部担当部長兼経営企画課長
- 2016年6月 同 経営企画部長
- 2017年4月 同 執行役員経営企画部長
- 2018年6月 同 取締役経営企画部長
- 2019年4月 同 取締役
- 2019年6月 同 常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

資金証券部運用課長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2018年6月から取締役、2019年6月から常務取締役として、管理本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

あ べ まさのり

阿部

勝義

(1965年7月5日生)

再任



所有する当行の株式数

16,100株

取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

- 1988年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
- 2010年10月 同 新川中央支店長
- 2012年10月 同 函館中央支店副支店長（支店長待遇）
- 2015年4月 同 経営企画部副部長兼広報室長
- 2017年4月 同 札幌駅南口支店長
- 2018年4月 同 常務執行役員釧路中央支店長
- 2020年4月 同 常務執行役員営業店サポート部長
- 2021年6月 同 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画部広報室長、札幌駅南口支店長、釧路中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2021年6月から取締役として、営業店サポート部長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。営業店ならびにお客さまの意向を経営に反映させつつ、当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

6

やま だ あきら

山田 明

(1966年7月2日生)

新任



所有する当行の株式数

3,900株

略歴、当行における地位

- 1990年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2011年6月 同 沼ノ端支店長
- 2012年10月 同 融資第一部審査役
- 2013年11月 同 融資第一部経営改善支援室長
- 2016年10月 同 融資第一部副部長
- 2017年4月 同 融資第一部担当部長
- 2019年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
- 2020年3月 同 執行役員本店営業部副本店長兼法人営業部長
- 2020年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
- 2022年4月 同 常務執行役員法人推進部長兼ソリューション部長（現任）

取締役候補者とした理由

融資第一部審査役、本店営業部副本店長、函館中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、常務執行役員として法人推進部長ならびにソリューション部長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

しまもと
島本

かずあき
和明

(1946年10月7日生)

再任 社外 独立



略歴、当行における地位

- 1978年 4月 医学博士号取得
- 1996年 9月 札幌医科大学医学部内科学第二講座教授
- 2000年 4月 札幌医科大学附属病院副院長
- 2004年 3月 同 病院長
- 2010年 4月 札幌医科大学理事長・学長
- 2016年 4月 学校法人日本医療大学総長（現任）
- 2016年 6月 当行社外取締役（現任）

所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

14/14回（100%）

取締役在任年数

6年

重要な兼職の状況

学校法人日本医療大学 総長

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

札幌医科大学附属病院院長や札幌医科大学理事長・学長などを歴任し、現在は学校法人日本医療大学総長を務めております。また、当行においては取締役会の議長等を務め、建設的な議論を主導しております。地域の重要な成長産業のひとつである医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、ポストコロナを見据えた当行および地域の持続的成長に向け、引続き取締役会等において地域経済の発展と医療福祉の充実に資する議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

にした なおき

西田

直樹

(1959年4月21日生)

再任 社外 独立



所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

1982年4月 大蔵省東海財務局入局
2001年7月 金融庁監督局総務課協同組織金融調整官
2003年7月 同 監督局総務課監督企画官
2006年7月 同 監督局総務課信用機構対応室長
2008年7月 同 監督局銀行第二課長
2012年7月 同 監督局総務課長
2014年7月 同 総務企画局審議官
2018年7月 財務省北陸財務局長 (2019年7月退任)
2020年6月 当行社外取締役 (現任)

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融庁で協同組織金融調整官や銀行第二課長、総務企画局審議官などを歴任し、地域密着型金融の取組みや地域金融機関の経営戦略に精通しております。経済環境の変化が激しさを増す中、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、当行および地域の持続的成長に向け、引き続き取締役会等において当行の将来像についての議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

たにぐち
谷口

まさこ
雅子

(1960年12月11日生)

再任

社外

独立



所有する当行の株式数

1,800株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

- 1990年10月 中央新光監査法人入所
- 1994年3月 公認会計士登録
- 2007年8月 新日本有限責任監査法人入所
- 2010年7月 札幌国税不服審判所国税審判官
- 2013年7月 谷口雅子公認会計士事務所開設 (現任)
- 2013年8月 税理士登録
- 2013年12月 監査法人銀河入所
- 2016年4月 北見工業大学 監事 (現任)
- 2016年4月 札幌市立大学 監事 (現任)
- 2017年8月 監査法人銀河 代表社員 (現任)
- 2020年6月 当行社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

監査法人銀河 代表社員

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士・税理士の業務に長年従事しており、財務・会計に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、引続き取締役会等において財務リスクや企業会計の観点からの経営への積極的な提言や、健全性確保に向けた議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

10

さ さ き ま き こ
佐々木 麻希子

(1973年11月30日生)

再任 社外 独立



略歴、当行における地位

- 1999年 4 月 弁護士登録
- 2016年 6 月 札幌萌黄法律事務所開設（現任）
- 2018年 4 月 札幌市公務災害補償等審査会委員（現任）
- 2018年 4 月 地方公務員災害補償基金札幌市支部審査会委員（現任）
- 2021年 6 月 当行社外取締役（現任）

所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

11回／11回（100%）

取締役在任年数

1年

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士の業務に長年従事しており、法務に関する専門的な知見を有しております。当行はコンプライアンスを最優先に経営に取り組んでおり、その豊富な経験と知見を活かし、引続き取締役会等において法務リスクやコンプライアンスの観点からの経営への積極的な提言や健全性確保に向けた議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 島本和明氏、西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに佐々木麻希子氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、当行は4氏との間の当該契約を継続する予定であります。

責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

- ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
- ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。

3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知の52頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。

4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項

- ① 島本和明氏、西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに佐々木麻希子氏は、社外取締役候補者であります。
- ② 島本和明氏、西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに佐々木麻希子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- ③ 島本和明氏、西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに佐々木麻希子氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（本招集ご通知23頁に掲載、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、4氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、4氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。

なお、当行は島本和明氏が総長を務める学校法人日本医療大学および谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、両氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。

- ④ 島本和明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。西田直樹氏および谷口雅子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。また、佐々木麻希子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

<ご参考>

取締役会スキルマトリックス（第166期定時株主総会后予定）

（経験：○ 専門性：◎）

氏名・職位		スキル	経験と専門性								
			企業経営 経営戦略	地域金融	営業戦略	融資審査	市場運用	デジタル 戦略・ システム	財務会計	リスク マネジ メント	法律・ コンプラ イアンス
安田 光春	取締役頭取 (代表取締役)		○	○	○	○	○		○	○	○
長野 実	取締役副頭取 (代表取締役)		○	○	○		○	○	○		
増田 仁志	専務取締役		○	○	○	○					
進藤 智	常務取締役		○				○	○	○	○	○
阿部 勝義	取締役			○	○			○			
山田 明	取締役			○	○	○					
島本 和明	社外取締役		◎								
西田 直樹	社外取締役			◎							
谷口 雅子	社外取締役								◎		
佐々木麻希子	社外取締役										◎

（注）上記一覧表は各取締役が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松下克則氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会の協議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

たけうち いわお 竹内 巖 (1958年4月5日生) 新任	<p>略歴、当行における地位</p> <p>1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行 2000年7月 同 伊達支店長 2002年9月 同 営業推進部営業推進役 2002年10月 同 経営管理部管理役 2002年12月 同 融資第一部審査役 2004年6月 同 千歳中央支店長兼千歳空港出張所長 2007年5月 同 本店営業部渉外部長 2008年11月 同 本店営業部法人部長 2010年6月 同 札幌駅南口支店長 2012年6月 同 執行役員釧路中央支店長 2013年11月 同 執行役員融資第一部審議役 2014年6月 同 常務執行役員 2016年6月 同 常務取締役 2019年6月 同 取締役副頭取（現任）</p>
<p>所有する当行の株式数</p> <p>49,600株</p> <p>取締役会への出席状況</p> <p>14回／14回（100%）</p>	<p>重要な兼職の状況</p> <p>北海道電力株式会社 社外監査役</p> <p>監査役候補者とした理由</p> <p>札幌駅南口支店長、釧路中央支店長、融資第一部審議役などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役、2019年6月から副頭取として、法人事業本部長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。当行の経営に精通しており、実効性の高い監査の遂行により経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、監査役候補者となりました。</p>

- (注) 1. 候補者と当行の間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知の52頁に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。

以上

<ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役または社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
 - (1) 上記1～5に該当する者
 - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
 - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、クレジットカード業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

<金融経済環境>

当連結会計年度におけるわが国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残るなかで、一部に弱さがみられました。個人消費は、感染症の再拡大に伴って、このところ持ち直しの動きに足踏みがみられます。設備投資は、ソフトウェア投資の加速や企業収益の回復から、持ち直しの動きとなっています。輸出は、おおむね横ばい圏内で推移しました。

金融面では、無担保コールレートはマイナス金利で推移しました。10年国債新発債利回りは、足元では0.2%台まで上昇しました。対ドル円相場は、3月上旬まで110円台半ばで推移しましたが、年度末にかけ120円台まで円安が進みました。

次に北海道経済をみますと、新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強まり、持ち直しの動きが一服しています。需要項目別では、個人消費は、感染再拡大に伴いサービス消費を中心に下押し圧力が強まり、持ち直しの動きに弱さがみられます。設備投資は、緩やかに持ち直しています。公共投資は、高水準ながらも、弱めの動きとなっています。観光関連は、感染再拡大により厳しい状況が続いています。

<事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行の社会的責務は、北海道の持続可能な未来のために貢献することと考えております。お客さま本位を徹底し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に対し、金融仲介機能の発揮はもとより、グループの総力を結集した多彩なサービス・ソリューションの提供に努め、結果として当行グループの企業価値の向上につながるよう、様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、次のような営業成績となりました。

① 主要勘定残高

2022年3月末の貸出金は7兆4,205億円と前年比38億円減少（△0.0%）、預金・譲渡性預金は10兆6,813億円と前年比6,906億円増加（6.9%）いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

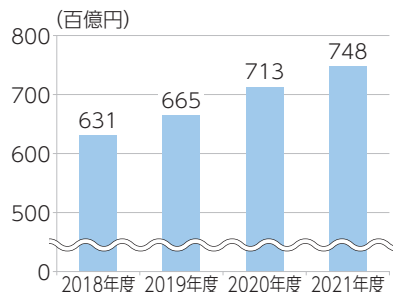
主要勘定残高（単体）

（単位：億円）

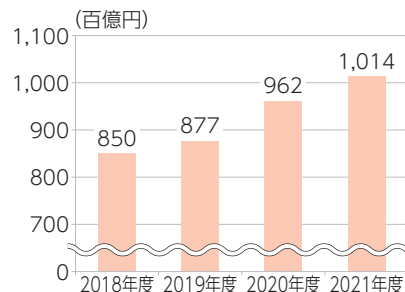
	2021年3月末	2022年3月末	増減
総資産	118,238	135,118	16,879
貸出金	74,244	74,205	△38
有価証券	15,045	14,847	△197
預金・譲渡性預金	99,907	106,813	6,906
純資産	4,224	4,036	△187

ご参考

■貸出金平均残高の推移（単体）



■預金・譲渡性預金平均残高の推移（単体）



② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,008億円と前年比31億円の減少となりました。このうち資金運用収益は、有価証券利息配当金や預け金利息が増加し702億円と前年比28億円増加したものの、有価証券売却益は前年度大きく計上した株式等売却益の反動減などにより14億円と前年比52億円減少となりました。

経常費用は、829億円と前年比69億円減少となりました。このうち営業経費は業務委託費を中心とした幅広い項目にわたる物件費の削減などにより606億円と前年比45億円減少となり、貸倒引当金繰入額につきましては、31億円と前年比45億円減少となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は178億円と前年比37億円の増益、当期純利益も110億円と前年比22億円の増益となりました。

損益の状況 (単体)

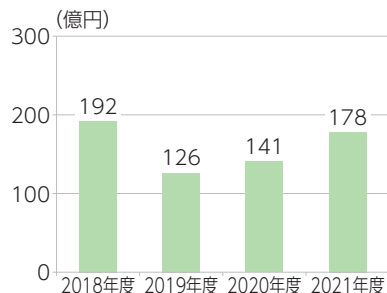
(単位：億円)

	2020年度	2021年度	増 減
経常収益	1,039	1,008	△31
うち 資金運用収益	674	702	28
うち 役務取引等収益	254	248	△5
うち 有価証券売却益 (注1)	66	14	△52
うち 貸倒引当金戻入益	—	—	—
経常費用	898	829	△69
うち 資金調達費用	18	8	△10
うち 役務取引等費用	123	127	3
うち 営業経費	652	606	△45
うち 有価証券売却損・償却 (注2)	10	44	34
うち 貸倒引当金繰入額	76	31	△45
経常利益	141	178	37
当期純利益	88	110	22

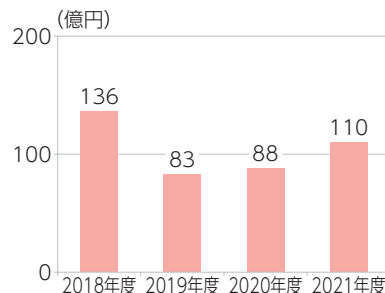
(注) 1. 株式等売却益 + 債券売却益・償還益 2. 株式等売却損・償却 + 債券売却損・償還損・償却

ご参考

■経常利益の推移 (単体)



■当期純利益の推移 (単体)



③ 自己資本比率、ROE

2022年3月末の自己資本比率（国内基準）は、利益剰余金の積上げなどにより、12.17%と前年比0.10ポイント増加いたしました。

ROE（当期純利益ベース）は、当期純利益が前年比22億円増加したことなどから、2.68%と前年比0.53ポイント改善いたしました。

自己資本比率、ROE（単体）

	2021年3月末	2022年3月末	増 減
自己資本比率（国内基準）	12.07%	12.17%	0.10%
ROE（当期純利益ベース）	2.15%	2.68%	0.53%

(注) 1. 自己資本比率は、「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。

$$2. \text{ROE (当期純利益ベース)} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産}^* + \text{当期末純資産}^*) \div 2} \times 100 \quad \text{※ 新株予約権を除く}$$

④ 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

2022年3月末の銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお取引先に対しご融資の条件変更等を積極的に行ったことから、前年比63億円増加し、与信額に占める割合も前年比0.09ポイント上昇いたしました。

銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権残高（単体） (単位：億円)

	2021年3月末	2022年3月末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	264	292	28
危険債権	332	353	21
要管理債権	126	140	14
三月以上延滞債権	2	3	0
貸出条件緩和債権	123	137	13
合 計	722	786	63
（与信額に占める割合）	(0.94%)	(1.03%)	(0.09%)

(注) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

⑤ 有価証券の評価損益

2022年3月末の有価証券の評価損益は、802億円の評価益と前年比367億円減少いたしました。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	2021年3月末	2022年3月末	増 減
そ の 他 有 価 証 券	1,170	802	△367
株 式	1,178	930	△248
債 券	15	△103	△119
そ の 他	△23	△23	0
日 経 平 均 株 価 (円)	29,178.80	27,821.43	△1,357.37
長 期 国 債 利 回 (%)	0.120	0.210	0.090

⑥ 営業施策

当行は、経営理念に掲げている「お客さま本位を徹底」した、深度あるコンサルティング営業を中心に、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に沿った最適なサービスやソリューションの提供を通じて、多様な課題の解決に積極的に取り組んでおります。2021年度は、コロナ禍での対応のほか、お客さまの関心が高まっているSDGsへの対応など環境変化に応じたサポートに取り組みました。

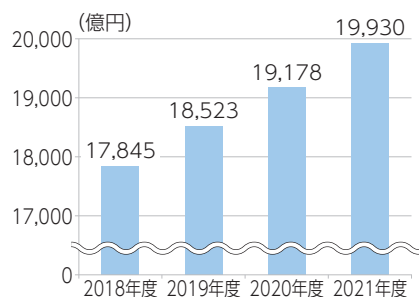
〔個人のお客さまに向けた取組み〕

多様な働き方やライフスタイルなどのニーズに対応するためローン商品の拡充を行っております。住宅ローンでは子育て世代への産休・育休サポートサービス、ダイバーシティに対応した事実婚・同性パートナー向けプラン、地域活性化も見据えたテレワーク・移住者を促進するプラン、リノベーション需要の高まりに応えたプラン、道外居住者向けセカンドハウスプランなど地域のSDGsにも貢献する商品の取り扱いを行っております。無担保ローンでは車・教育・リフォームといった主力商品の申込・契約が来店不要となっており、いつでもお手続きが出来ることでお客さまの利便性向上に努めております。多様な資産運用ニーズに沿った商品を提案するため証券子会社である「北洋証券株式会社」との連携を一層強化しており、銀行単体では難しい、より付加価値の高い商品・サービスの提案を実施しております。

今後も、お客さまのニーズや利便性向上に繋がる商品・サービスをデジタル技術なども活用して提供してまいります。

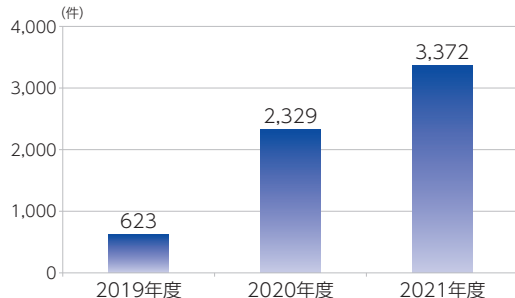
ご参考

■ 個人貸出金平均残高の推移

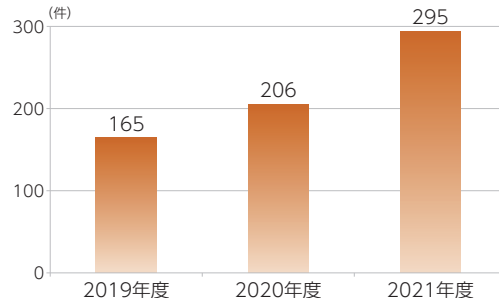


グループ会社との連携による取組み

■ 北洋証券株式会社への紹介成約件数



■ 株式会社北海道共創パートナーズへの紹介成約件数



〔法人のお客さまに向けた取組み〕

長引くコロナ禍で影響を受けたお客さまへの円滑な資金支援をはじめ、銀行と法人コンサルティング子会社である「株式会社北海道共創パートナーズ」との連携による人材紹介、M&A支援、事業承継ファンドによる出資支援、新分野展開・業態転換・業種転換などの事業再構築に向けた支援など、お客さまのニーズ・課題解決に向けた取組みを行っております。また、本業支援の一環では、首都圏のスーパーや百貨店との販路拡大サポートとしてオンラインによる個別商談を実施いたしました。

昨今、関心が高まっているSDGsへの取組みにも力を入れ、お客さまの企業価値向上に繋がるサポートも展開中です。SDGsの理解・取組方法に課題を抱えているお客さまに対してSDGs宣言をサポートする取組みや脱炭素への取組みに対する資金支援としてほくようサステナブルローンの取り扱いを開始いたしました。お客さま自身の脱炭素の見える化支援やフードロス削減に向けた支援など持続可能な社会の実現に向けたビジネスマッチング支援も展開しております。

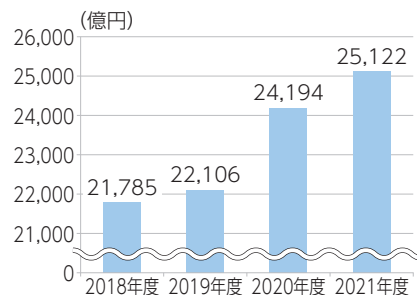
〔地域の活性化に向けた取組み〕

コロナ禍により影響を受け、従業員の雇用維持に問題を抱える産業と人手不足に悩む産業において、産業間における労働力を融通し合い雇用維持と人手不足の双方の課題の同時解決を目的として産業間の人材マッチング事業を行っております。本事業は当行・日本政策金融公庫・北海道経済産業局・一般財団法人産業雇用安定センターと連携しマッチングを実施しており、2021年度は延べ24社（送出側9社、受入側15社）15組のマッチング交渉を行い、2組（5名）が成約しています（2022年3月末時点）。

また、当行と業務提携しているWolt Japan株式会社と帯広商工会議所のマッチングから帯広市内の飲食店支援のキャンペーンに繋がっており、地域活性化に貢献する取組みを行っております。

ご参考

■道内法人貸出金平均残高の推移



【その他の取組み】

地銀最大の規模となる「TSUBASAアライアンス^(注)」による協業を強化しており、スケールメリットを活かした金融サービスの向上や、新ビジネスの創出、業務共同化による効率化を進めております。連携施策の一層の効率化・高度化を目的に、2020年7月、共同出資により「TSUBASAアライアンス株式会社」を設立し、AML (Anti-Money-Laundering) センターに次ぐ新たな組織として2021年10月に事業戦略部を設置しております。DXや人材育成などの各行共通する重要課題に対し、各行の知見を集約しながら共同化や集約化に向けた企画・提言を進めてまいります。

このほか、将来のシステムコスト削減や事務効率化を実現するため、TSUBASA基幹系システムへの共同化を2023年1月に控えており、スムーズな移行に向け万全の準備を進めております。引き続き連携の幅を拡大させ、経営統合に匹敵する効果を追求してまいります。

～TSUBASAアライアンス～

- ▶ 各地域トップ地銀による広域連携
- ▶ 総資産93兆円とメガバンクに次ぐ規模 (2021/9時点)



(注)TSUBASAアライアンス：2022年3月末現在、千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行および当行の10行が参加する地銀広域連携の枠組みです。

TSUBASAアライアンス株式会社

- ▶ 各行に共通する重要課題への対応、業務の集約
- ▶ 各行が先行開発した先進的サービス・機能の横展開

事業戦略部 ('21/10～)

- ◆ DX ◆ 人材育成 ◆ ESG・SDGs
- ◆ 新事業 ◆ 情報集約・活用

AMLセンター ('20/10～)

- ◆ マネー・ロンダリング ◆ テロ資金供与防止

⑦ サステナビリティへの取組み

【取組方針】

当行グループでは、2021年5月、持続可能な地域社会・環境の実現に対する社会的な意識の高まりを受け、CSR基本方針を発展的に見直し、新たに「サステナビリティ方針^(注1)」を策定しました。「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上、持続的経営の実現に努めてまいります。

「サステナビリティ方針」のもと、「ESG取組方針^(注1)」および「SDGsに係る重点取組テーマ^(注1)」を掲げ、様々な活動に取り組んでおります。

(注) 1：各方針につきましては、本招集ご通知の36ページをご参照願います。

2：ESG：環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字をとったもので、企業の持続的成長にはESG課題への取組みが不可欠であるとの考え方が世界的に広がっています。

3：SDGs：「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2016年から2030年までの国際目標です。

【気候変動問題への取組】

日本政府により「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」が宣言され、気候変動問題への対応は経済成長の制約ではなく、成長の機会ととらえる潮流が加速しています。2021年5月、当行は「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)^(注) 提言への賛同を表明し、本提言で推奨される気候関連財務情報開示と脱炭素社会の実現に積極的に取り組んでおります。



(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。2015年12月に金融安定理事会 (FSB) により設立された、気候変動リスク・機会の情報開示を推奨する国際的な支援組織。

《ガバナンス》

頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、気候変動をはじめとする環境問題への対応等について協議を行います。推進状況は取締役会へ報告し、取締役会による監督が適切に図られるよう体制を整備しております。

《戦 略》

- ▶ 機 会 脱炭素社会への移行を支援するファイナンス・ソリューションの提供を通じ、低炭素・脱炭素社会の実現に貢献します。
- ▶ リスク TCFD提言が推奨するシナリオを活用した分析を実施し、リスクの定量的な評価を進めております。

《リスク管理》

当行は気候変動に伴うリスクが将来的に当行の事業活動や財務内容に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。今後、当該リスクを分析・評価・把握し、統合的リスク管理の枠組みの中で管理する体制の構築を進めてまいります。

《指標と目標》

当行のCO2排出量を2030年度までに2013年度比50%削減し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。また、脱炭素社会への移行を支援するファイナンスについて実行目標の設定を進めております。

【お客さまとの共通価値の創造】

事業性理解を通してお客さまと経営課題を共有したうえで、その解決に向け、融資や各種ファンドによる資金面のご支援はもとより外部専門機関も活用するなど、金融・非金融両面から支援しております。

2021年5月に取引先企業のSDGsへの取組み支援を目的として、損害保険ジャパン株式会社と「SDGsに関する包括連携協定」を締結し、当行とお取引のある法人のお客さま向けに「SDGs宣言サポート」の取扱いを開始し、2021年度は266件のお申し込みをいただきました。また、同年9月、法人のお客さまの「SDGs」や「脱炭素」への取組みに対する支援のため、「ほくようサステナブルローン」としてグリーンローン（以下GL）とサステナビリティ・リンク・ローン（以下SLL）の取扱いを開始しました。GLは、資金用途が環境問題への取組みを目的とするプロジェクトに限定され、SLLは、お客さまが設定した野心的な持続可能な経営目標（SPTs）の達成状況に応じて金利等の融資条件が連動するものです。同じく2022年3月にはSLLフレームワーク型を新たに導入しました。SLLに比べ、お申込金額の下限を低く設定するなどより利用しやすい商品設計としております。さらには、企業経営者の方向けに脱炭素経営の具体的な取組みや進め方について解説する「脱炭素経営WEBセミナー」を開催し、約280名のご参加をいただきました。その他、地域貢献への取組みの一環として、地域の行事や地元の振興会・町内会が開催する緑化・清掃活動等に役職員が積極的に参加しております。

【環境保全】

北海道の生物多様性保全を目的として2010年に「ほっくー基金」を設立し、道内の希少種保護や生息環境整備などに取組む様々な団体を助成金により幅広く支援しています。基金設立以来、7,390万円（延べ123先）に助成しました。また、「ほっくー基金」の主な拠出原資を「ほっくー定期預金」残高から、2023年度助成分より、スマートフォンアプリ「ほくようスマート通帳」による通帳デジタル化に伴う紙通帳の印刷コスト相当額とほっくーの「LINEスタンプ」の販売収益に変更します。今後も、お客さまのニーズや社会情勢等を見極めながら、北海道の生物多様性保全に貢献してまいります。

また、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取り組むとともに、環境に配慮した取組みを行う企業をサポートする「SDGs（エコ）私募債」（旧北洋エコボンド）や地域ESG融資促進利子補給制度を取り扱っております。



ほっくーの「LINEスタンプ」の一例

【医療福祉】

地域医療支援の取組みとして、地元大学との連携による道民医療講座WEBセミナー（YouTube配信）の開催や行員による企業団体献血への協力を推奨しております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の最前線でご尽力いただいている道内医療従事者を支援する「SDGs（医療応援）私募債」（旧ほくよう北の医療応援債）を取り扱っております。2021年度は「エールを北の医療へ！^(注)」を通じて590万円の寄付金を贈呈し、医療用資機材の整備等に活用されております。

（注）エールを北の医療へ！：道内医療従事者に対する寄付金を募集する北海道の取組み。

【教育文化】

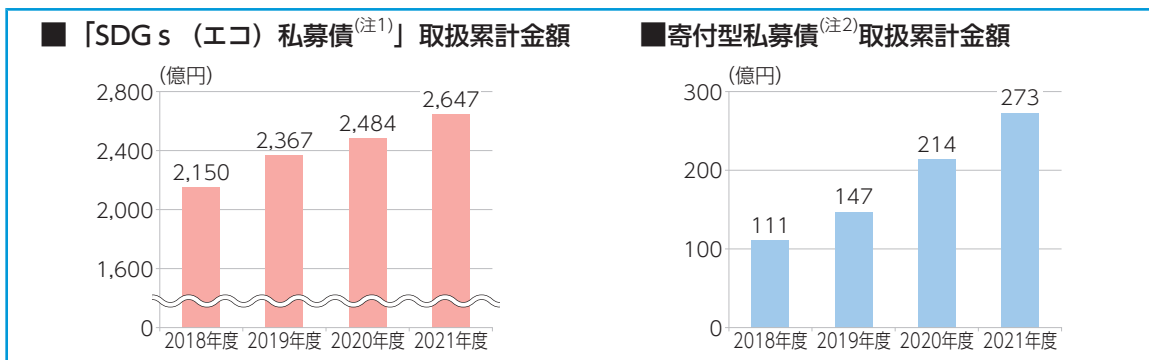
パラスポーツ支援の取組みとして「SDGs（パラスポーツ応援）私募債」（旧パラスポーツ応援債）を取り扱っております。これは、お客さまが私募債を発行される際に、発行金額の0.2%相当額を当行が「ほっくー障がい者スポーツ基金」へ拠出し、道内のパラスポーツに取り組む選手や団体等へ寄付するものです。2021年度は、7先へ総額140万円の寄付金を贈呈いたしました。教育への取組みについては、児童・生徒の銀行営業店見学受入れや資産形成層のお客さまを対象としたセミナーの開催など金融教育に継続して取り組んでおります。また、2021年10月より、発行金額の一部について小学生向けのSDGs教育教材制作に充当する「SDGs（教育）私募債」の取り扱いを開始いたしました。

2022年度は楽しみながらSDGsについて学ぶことのできる「SDGsをさがせ！」を制作し、北海道教育委員会にもご協力をいただきながら、SDGsの普及促進に取り組んでまいります。本年4月からは、成年年齢が18歳に引き下げられ、高校学習指導要領に「資産形成」が加わったことなどから金融教育に対する地域金融機関の役割も一層高まっていると捉え、「ほくよう金融教室」プロジェクトとして道内大学生向け講義や高校教員を対象としたセミナーの開催などに取り組んでおります。芸術・文化の取組みとしては、札幌交響楽団によるクラシックコンサートを開催し、これまでに延べ約34,160名のお客さまをご招待しております。



小学生向けSDGs教育教材
「SDGsをさがせ！」

ご参考



(注)1.SDGs (エコ) 私募債：2010年度 (取扱開始) からの取扱累計額

2.寄付型私募債：①SDGs (パラスポーツ応援) 私募債 (2016年度～) ②北洋災害復興応援債 (2018年度取扱) ③SDGs (医療応援) 私募債 (2020年度～) ④SDGs (教育) 私募債 (2021年10月～) の合計取扱累計額

【ダイバーシティ】

「コース別人事」「勤務地変更制度」「夫婦帯同転勤制度」などワークライフバランスの実現等、全ての人が能力を最大限発揮できる多様な働き方を提供し、職員一人ひとりが働きがいを感じられる組織づくりに取り組んでおります。

また、女性職員が能力をさらに発揮できるようキャリア形成支援を目的とした研修を継続的に実施し、上位職への登用を促進しております。これらの実績が評価され、「子育てサポート企業 (プラチナくるみん)」の認定 (2018年) や、女性活躍支援法に基づく「えるぼし」3段階目 (最高位) の認定 (2016年) を受けております。2022年4月には当行が参加している「TSUBASAアライアンス」において「TSUBASAダイバーシティ&インクルージョン宣言」を共同で制定いたしました。各行の相互認識と連携のもとダイバーシティ&インクルージョン推進に率先して取り組み、豊かな地域づくりに貢献してまいります。

■ サステナビリティ方針

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。

■ ESG取組方針

1. 環境方針

美しく豊かな自然環境を維持し次世代へ継承していくことは、我々の責務であり、持続可能な地域社会の実現に不可欠であるとの認識のもと、事業活動を通じて環境負荷低減に貢献するとともに、生物多様性保全など地域が抱える環境課題の解決に取り組んでまいります。

2. 社会貢献方針

当行は、地域金融機関として北海道経済の持続的成長に寄与することを責務と考え、金融仲介機能の円滑な発揮や多様なソリューションの提供に努めるとともに、様々なステークホルダー（利害関係者）が抱える社会的課題の解決に取り組んでまいります。

3. ガバナンス方針

様々なステークホルダーと確固たる信頼関係を構築し、より実効的なコーポレートガバナンスを追求していくため、独立社外役員の活用等による公正性・透明性の向上、ならびにコンプライアンス態勢のさらなる強化に取り組んでまいります。

■ SDGsに係る重点取組テーマ

1. お客さまとの共通価値の創造

事業性理解に基づく融資や各種ファンドの活用による金融仲介機能の円滑な発揮、地方創生や起業・創業・販路拡大・事業承継等、お客さまのニーズに応じた多様なソリューションの提供、ならびにそれらを活用した、地域の強みである食・観光分野および課題であるモノづくりへの支援を通じて、お客さまとの共通価値を創造し、北海道経済の持続的成長に貢献してまいります。

2. 環境保全

省エネルギー等への全行的取り組みによる自らの環境負荷低減、多様な金融商品を活用した環境配慮型企業・環境成長分野へのサポート、ならびに北海道の生物多様性保全に取り組む個人・団体への助成等により、北海道の自然環境の維持・保全に貢献してまいります。

3. 医療福祉

少子高齢化の先進地域である北海道の実情を踏まえ、医療・福祉機関への経営面のサポートや道内医療大学との連携、ならびに障がい者支援等により医療福祉の充実に貢献してまいります。

4. 教育文化

貯蓄・投資を通じた安定的資産形成に資する金融リテラシーの向上を見据えた金融経済教育の推進、ならびに幅広い質の高い教育文化の振興に取り組んでまいります。

5. ダイバーシティ

ワークライフバランスの充実などにより、女性・シニア・外国人・障がい者を含む全ての人が能力を最大限発揮できる多様な働き方を提供し、職員一人ひとりが働きがいを感じられる組織づくりに取り組んでまいります。

(対応するSDGs目標)



⑧ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

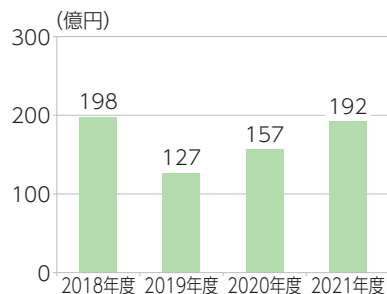
連結経常収益は、1,244億円と前年比38億円減少いたしました。連結経常費用は1,052億円と前年比72億円減少いたしました。

この結果、連結経常利益は192億円と前年比34億円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益も117億円と前年比23億円増加いたしました。

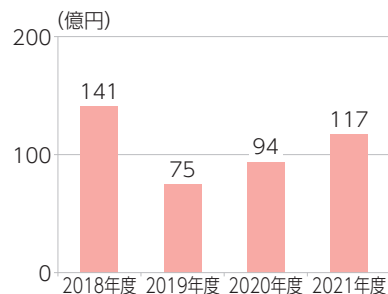
また、連結自己資本比率（国内基準）は、12.53%となりました。

ご参考

■経常利益の推移（連結）



■親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



<対処すべき課題>

当行が営業基盤とする北海道経済は、新型コロナウイルスの変異株出現による社会的自粛の継続や資材・資源価格高騰などから引き続き厳しい状況が続いております。

また、少子高齢化を伴う人口減少の加速、後継者不在による事業所数の減少などにより、マーケットは中長期的な縮小が見込まれているほか、金融業界を取り巻く環境においても、米国の政策金利の引上げや日本国内における超低金利政策の長期化、デジタル化の急速な進展やそれらに伴う異業種の参入、CO₂排出量削減をはじめとする環境課題への対応など、これまで以上に厳しい経営環境が続くものと認識しております。

このような環境のなか、当行としては、経営理念・行動規範の更なる徹底が必要であること、既存金融サービスでの差別化が難しくなっていることから新たなビジネスモデルの構築が必要であること、お客さま本位の商品・サービスを提案するための高度専門人財が不可欠であること、サービス・業務のデジタル化による生産性向上が今まで以上に必要であることなどを課題として認識しております。

今年度は現中期経営計画『共創の深化』の最終年度であり、当行が掲げた経営理念・行動規範の真の実践を目指すとともに2023年1月に迎えるTSUBASA基幹系共同化システムへの確実な移行を2022年度の最重要テーマと位置づけております。また2022年度の経営計画の基本方針（概要）を以下の通り定め、それぞれの戦略を着実に実践し、北洋銀行グループの企業価値の向上を図ってまいります。

① お客さまの真のニーズに基づくコンサルティング営業の徹底

貸出・預金に付随する高度な金融サービスを提供することで顧客価値を高め、お客さまからの支持を得ること。グループ会社である「株式会社北海道共創パートナーズ」「北洋証券株式会社」の機能を強化し、グループ全体でお客さまの真のニーズ・課題に応えること。

② 将来を見据えた高度専門人財の育成・採用

高度専門人財を確保するために長期的な人財育成と中途採用の拡大に取り組むこと。

③ お客さま利便性確保と生産性向上の両立

お客さまの利便性を最大限確保しつつ、店舗・ATMの効率的運営に取り組むこと。

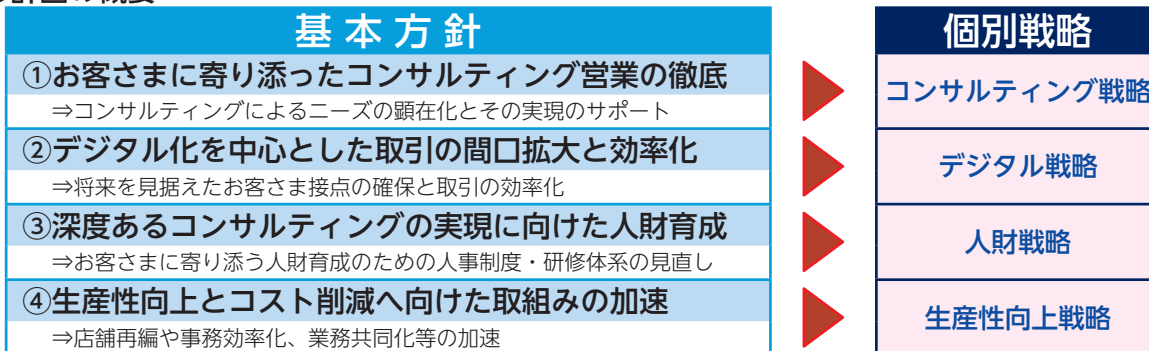
④ デジタルサービスの浸透とシステム移行後のDX推進の加速

既存デジタルサービスの浸透に重点を置き、システム移行後に向けたデジタルサービスの開発・準備を行うこと。

中期経営計画 <『共創の深化』～お客さま・地域から最も信頼されるパートナーを目指して～>

●計画期間：2020年4月～2023年3月

●計画の概要



●計数計画

【経営指標】		2022年度（計画）	3年間増減
経常利益	（連結）	158億円	31億円
当期純利益	（連結）	105億円	30億円
自己資本比率	（連結）	12%程度	▲0.61%程度
貸出金平均残高	（単体）	7兆円	0.4兆円
一人あたり生産性（注1）	（単体）	4.2百万円	1.2百万円

【長期的に目指す経営指標】		2022年度（計画）	3年間増減	長期目標
ROE（注2）	（連結）	2%程度	0.16%程度	5%以上
コアOHR（注3）	（単体）	83%程度	2.5%程度	70%以下
道内貸出シェア（注4）	（単体）	33.6%	0.7%	34.7%

（注）1. 当期純利益 ÷ 年度末人員数 2. 当期純利益 ÷ {(期首自己資本+期末自己資本) ÷ 2} 3. 経費 ÷ コア業務粗利益
 4. 地公体等向け貸出を除く道内の貸出残高(北海道財務局「金融月報」の各月末残高を足し12で除した年度のみなし平均残高)に占める当行のシェア
 ※2020年度初めより政府施策の実質無利子・無担保融資の取扱いが先行した政府系金融機関の大幅な貸出増加の影響から、計画が実態と乖離したことを補正するため、政府系金融機関を除いた道内貸出のシェア目標に修正しております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	8,603,439	8,864,762	9,908,304	10,570,550
定期性預金	1,972,541	1,906,858	1,886,855	1,849,281
その他	6,630,898	6,957,904	8,021,449	8,721,268
貸 出 金	6,577,293	6,718,936	7,424,406	7,420,532
個人向け	1,822,303	1,892,023	1,960,324	2,034,867
中小企業向け	1,853,312	1,832,996	2,112,279	2,114,580
その他	2,901,679	2,993,918	3,351,803	3,271,085
商品有価証券	4,321	4,275	3,711	2,576
有 価 証 券	1,265,524	1,298,086	1,504,582	1,484,796
国 債	360,000	385,244	490,219	437,109
その他	905,524	912,841	1,014,362	1,047,687
総 資 産	9,735,893	9,962,798	11,823,850	13,511,805
内 国 為 替 取 扱 高	117,259,699	117,855,480	123,804,309	130,711,384
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,785	百万ドル 2,228	百万ドル 1,887	百万ドル 2,362
経 常 利 益	19,299	12,627	14,119	17,852
当 期 純 利 益	13,626	8,321	8,815	11,076
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	34円49銭	21円33銭	22円68銭	28円51銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	137,637	130,717	128,277	124,461
経常利益	19,804	12,726	15,767	19,247
親会社株主に帰属する 当期純利益	14,141	7,564	9,422	11,756
包括利益	△4,563	△5,969	35,241	△15,380
純資産額	421,061	409,476	440,636	421,072
総資産	9,759,050	9,987,350	11,857,562	13,543,823

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2021年度より割賦販売取引の売上高および売上原価の計上基準を変更しており、2020年度以前については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,798人
平均年齢	42年 7月
平均勤続年数	18年 9月
平均給与月額	386千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります (時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末	
	国内部門	国際部門
使用人数	2,741人	57人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道	170	(7)
東 京 都	1	(-)
合 計	171	(7)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3カ所、店舗外現金自動設備を399カ所設置しております。

- 当年度新設営業所
該当ありません。
- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,281
---------	-------

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	730
営業店施設等	525

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 業 務 内 容	設 立 日 月 年	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業 務	1988年 6月28日	100	4.34	—
北洋証券株式会社	札幌市中央区北一条 西三丁目3番地	証 券 業	1938年 2月11日	3,000	100.00	—
株式会社北海道共創 パートナーズ	札幌市中央区大通西 四丁目1番地	コンサルティング業、 人材紹介業、 M&Aアドバイ ザリー業	2017年 9月27日	49	100.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結される子会社および子法人等は上記6社であります。

ハ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行との提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
安 田 光 春	取締役頭取（代表取締役） 秘書室 担当、グループ会社統括	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	
竹 内 巖	取締役副頭取（代表取締役） 地域産業支援部、公務金融部、 国際部 担当	北海道電力株式会社 社外監査役	
長 野 実	取締役副頭取（代表取締役） リテール推進部、ローン統括部、 アドバイザリー部、市場営業部 担当	北海電気工事株式会社 社外取締役 中道リース株式会社 社外監査役	
進 藤 智	常務取締役 システム部 担当		
日 當 隆 文	常務取締役 経営企画部、リスク管理部、 法務コンプライアンス部 担当		
増 田 仁 志	常務取締役 本店営業部（本店長委嘱）		
阿 部 勝 義	取締役 営業店サポート部（同部長委嘱）、 デジタル・マーケティング部 担当		
島 本 和 明	取締役（社外役員）	学校法人日本医療大学 総長	(注) 1
西 田 直 樹	取締役（社外役員）		(注) 1
谷 口 雅 子	取締役（社外役員）	監査法人銀河 代表社員	(注) 1
佐々木 麻希子	取締役（社外役員）		(注) 1

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
松下 克 則	常勤監査役	株式会社カナモト 社外監査役	
押 野 均	常勤監査役		
窪 田 毅	常勤監査役 (社外役員)		(注) 1
和 田 健 夫	監査役 (社外役員)		(注) 1,2
石 井 吉 春	監査役 (社外役員)	株式会社苫東 代表取締役会長	(注) 1

- (注) 1. 取締役島本 和明氏、西田 直樹氏、谷口 雅子氏、佐々木 麻希子氏ならびに監査役窪田 毅氏、和田 健夫氏、石井 吉春氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役和田 健夫氏は、過去に小樽商科大学において総務・財務担当理事を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
小 林 良 輔	常務執行役員	人事部審議役委嘱
石 川 裕 也	常務執行役員	旭川中央支店長兼大雪通支店長委嘱
野 際 齊	常務執行役員	監査部長委嘱
細 野 拓 朗	常務執行役員	事務企画部担当 (同部長委嘱)
織 田 亨	常務執行役員	釧路中央支店長兼鳥取支店長委嘱
山 田 明	常務執行役員	函館中央支店長兼末広町支店長委嘱
松 岡 宏 治	常務執行役員	融資部担当 (同部長委嘱)
栗 尾 史 郎	常務執行役員	人事部担当 (同部長委嘱)
津 山 博 恒	常務執行役員	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長委嘱
米 田 和 志	常務執行役員	法人推進部・ソリューション部担当 (法人推進部長兼ソリューション部長委嘱)
石 田 裕 一	執行役員	公務金融部長委嘱
水 本 健 一	執行役員	苫小牧中央支店長兼苫小牧北支店長委嘱
宮 原 正 宏	執行役員	東京支店長委嘱
林 和 則	執行役員	北見中央支店長兼留辺蘂支店長委嘱
吉 野 弘 隆	執行役員	リスク管理部長委嘱
山 吹 達 也	執行役員	経営企画部長委嘱
佐 橋 正 二	執行役員	小樽中央支店長兼手宮支店長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等

<当事業年度に係る報酬等の総額等>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の 総額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (うち社外取締役)	14名 (5名)	314 (38)	255 (38)	－ (－)	58 (－)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	61 (27)	61 (27)	－ (－)	－ (－)
計 (うち社外役員)	20名 (8名)	376 (66)	317 (66)	－ (－)	58 (－)

(注) 1. 当行は業績連動報酬および非金銭報酬として取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、本表では、同制度に係る費用計上額を非金銭報酬等の欄に記載しております。なお、取締役の「賞与」については、2008年度以降支給しておりません。

2. 当行の「業績連動型株式報酬制度」の内容

- (1) 本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。
- (2) 当行は、取締役に対し、役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」を付与します。1ポイントは当行株式1株とし、取締役は退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。付与するポイント数は、取締役会にて制定した「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定める、役位に応じた株式報酬基準額・業績指標・業績連動係数に基づき算定します。ただし、1事業年度あたりのポイントの総数の上限は600,000ポイントとします。
- (3) 本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、「親会社株主に帰属する当期純利益」（ウェイト50%）と「当行単体の経常利益」（ウェイト50%）であり、当該業績指標の実績は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2020年度	2021年度	増減
親会社株主に帰属する当期純利益	94	117	23
当行単体の経常利益	141	178	37

(4) 当該業績指標として「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由は、当行の業績連動配当制度においても採用している最も重要な指標であるためであり、「当行単体の経常利益」を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切であると判断したためであります。

3. 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(1) 2012年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、取締役の報酬は年額340百万円以内、監査役の報酬は年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名ですが、当該決議は、2012年10月1日付札幌北洋ホールディングスとの合併に伴い、取締役を14名に、監査役を5名に増員することを前提としております。

(2) 2018年6月26日開催の第162期定時株主総会において、上記(1)とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象に業績連動型株式報酬制度を導入しており、その限度額について、連続する3事業年度（ただし当初対象期間は2事業年度）からなる対象期間ごとに、300百万円（当初対象期間は200百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。

(3) 2015年6月25日開催の第159期定時株主総会において、報酬枠（上記(1)とは別枠にて年額100百万円以内）を決議いただいた株式報酬型ストック・オプション制度につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は11名です。

(4) 2010年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名です。

この決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し16百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額は、上記報酬等には含んでおりません。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当行では、取締役会にて制定した「指名・報酬等経営諮問委員会規程」に基づき、独立社外役員が委員の過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬等経営諮問委員会にて、個人別の報酬額等を決定しております。

(1) 指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役会にて制定した「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において、取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限を委任されております。

(2) これらの権限を指名・報酬等経営諮問委員会に委任した理由は、独立社外役員の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役の個人別の報酬額等の決定における透明性・公正性を高めるためであります。

- (3) 当該委任を受けた者の氏名等（当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額等を決定した日における指名・報酬等経営諮問委員会委員の氏名等） ※（ ）内はその時点の地位等

祖母井 里重子（委員長、社外取締役）	柴田 龍（取締役副会長）	安田 光春（取締役頭取）
竹内 巖（取締役副頭取）	長野 実（取締役副頭取）	島本 和明（社外取締役）
西田 直樹（社外取締役）	谷口 雅子（社外取締役）	窪田 毅（社外監査役）
和田 健夫（社外監査役）	石井 吉春（社外監査役）	

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等>

- イ) 当行では、取締役会にて「取締役報酬規程」「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」「指名・報酬等経営諮問委員会規程」等を定め、当該方針を決定しております。
- ロ) 「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい優秀な人材の確保・維持ならびに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能するものとし、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
- ハ) 取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限は指名・報酬等経営諮問委員会が有しております。取締役会は、取締役の役位に応じた支給上限額等を定めるとともに、同委員会の過半数を独立社外役員とし、その委員長を独立社外取締役とするなど、これらの権限が適切に行使されるための措置を講じており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- 二) 取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。
- (1) 「基本報酬」
- ① 役位に応じた業務執行の役割・責任に対する「基本給」および「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ② 基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。
- (2) 「賞与」
- ① 株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。
 - ② 株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
 - ③ 個別の支給額は、取締役報酬規程に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ④ 株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

(3) 「業績連動型株式報酬」

- ①取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。
- ②取締役に付与する個別のポイント数は、「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定める役位に応じた株式報酬基準額ならびに業績指標・業績連動係数に基づき、毎事業年度における業績目標の達成度に応じて算定します。
- ③株式報酬基準額は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしております。また、取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
- ④原則、個別のポイントの付与は毎年6月に行い、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等は取締役退任後に行うこととしております。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定めております。

<各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針等（前記の事項を除く）>

- イ) 監査役報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ロ) 個別の支給額は、「監査役報酬規程」に定める支給上限額を上限として、監査役協議により決定します。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
島本和明	・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
西田直樹	
谷口雅子	
佐々木麻希子	・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
和田健夫	
石井吉春	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当行の取締役および監査役ならびに執行役員	<ul style="list-style-type: none">・当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当行が負担しております。・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
島本和明(取締役)	学校法人日本医療大学 総長
西田直樹(取締役)	該当ありません
谷口雅子(取締役)	監査法人銀河 代表社員
佐々木麻希子(取締役)	該当ありません
窪田毅(監査役)	該当ありません
和田健夫(監査役)	該当ありません
石井吉春(監査役)	株式会社苫東 代表取締役会長

(注) 上記の各兼職先は、当行との間に通常の営業取引がありますが、本招集ご通知の23頁に記載の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）に該当する先ではなく、また開示すべき特別の関係もありません。

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
島本和明 (取締役)	5年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 「取締役会」の議長ならびに「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員長を務め、円滑な議事進行と建設的かつ深度ある議論ができる環境整備を主導しております。また、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会にも出席しております。 出席した会議等において、医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。
西田直樹 (取締役)	1年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 出席した会議等において、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。また、新入行員向けに地域密着型金融についてのセミナーを開催するなど、若手職員の育成にも貢献しております。
谷口雅子 (取締役)	1年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 税理士や諸団体の要職を歴任した豊富な経験と財務・企業会計に関する専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、財務リスク等の観点から当行の健全性確保に資する発言を行うとともに、種々の会計規則等に基づく助言と提言を行っております。
佐々木麻希子 (取締役)	9月	選任後の当期開催の取締役会11回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 法曹業界における豊富な経験と専門的知見を活かし、コンプライアンスの在り方や内部監査に関する提言を行うなど、経営に対する実効性の高い監督や意思決定の妥当性確保に貢献しております。

(注) ALM委員会：銀行の運用戦略等（資金・収益計画、自己資本比率計画、リスク資本枠）に関する組織横断的な事項を協議、報告する会議

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
窪田 毅 (監査役)	2年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤監査役として、取締役会・監査役会のほか、「業務運営会議」「ALM委員会」等の重要会議および代表者や内部監査部門・会計監査人等との意見交換会に出席するとともに「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・北海道副知事を務めた豊富な経験と専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。
和田 健夫 (監査役)	1年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・財務および大学経営に携わった豊富な経験と学識経験者としての専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。
石井 吉春 (監査役)	1年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・金融機関や事業会社経営の豊富な経験と地域・公共政策等に関する専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	66	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 1,450,000,000株
発行済株式の総数 399,060,179株

(2) 当年度末株主数 14,849名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	42,836,000	10.99
日本生命保険相互会社	30,954,500	7.94
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	7.94
北海道電力株式会社	23,247,000	5.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,766,800	5.07
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	18,131,604	4.65
第一生命保険株式会社	11,922,000	3.05
大樹生命保険株式会社	11,132,000	2.85
北洋銀行職員持株会	7,996,235	2.05
ビーエヌワイエム アズ エージェンティ クライアツ ノン トリーテー ジ ャス デ ヲ ヅ	7,786,135	1.99

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式を9,333,219株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類および種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	2人	普通株式 128,600株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式について記載しており、退任した会社役員に対して交付した株式も含めて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の数：186個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 18,600株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月16日から2045年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）(注)：53,300円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の数：537個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 53,700株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から2046年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）(注)：26,700円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	3名
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の数：375個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 37,500株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から2047年7月14日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）(注)：34,800円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされていません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 宮田 世紀 指定有限責任社員 新村 久	76	・当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法および非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度にかかるアドバイザー業務について対価を支払っております。 ・報酬等について監査役会が同意した理由(注)3

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は101百万円です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。
- この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。

8 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。

10 会計参与に関する事項
該当ありません。

11 その他
該当ありません。

第166期末（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 預 金	4,336,360	預 当 座	10,570,550
現 預 金	104,985	当 座	533,148
預 け	4,231,375	普 通	7,775,266
コ ー ー 口 一	183	貯 蓄	224,479
買 入 金 有 価 値	11,853	知 期	14,683
商 品 地 方	2,576	の 他 の 預	1,849,281
商 品 地 方	469	譲 渡 現 性 先 預	173,690
有 価 値 証	2,106	売 現 借 取 引 受 入 担 保	110,805
国 債 債 券	1,484,796	借 借 取 引 受 入 担 保	14,473
地 債 債 券	437,109	借 借 取 引 受 入 担 保	303,985
短 債 債 券	487,075	外 未 払 外 国 為 替	1,991,887
社 債 債 券	1,999	未 決 済 法 為 替 税	163
株 式 債 券	304,728	未 決 済 法 為 替 税	163
の 他 の 証 金	146,445	未 決 済 法 為 替 税	41,911
貸 出 手 形 付 越 替	107,438	未 決 済 法 為 替 税	1,586
割 引 手 形 付 越 替	7,420,532	未 決 済 法 為 替 税	2,801
手 形 付 越 替	10,568	未 決 済 法 為 替 税	1,651
引 手 形 付 越 替	164,080	未 決 済 法 為 替 税	2,896
書 形 付 越 替	6,610,561	未 決 済 法 為 替 税	2,896
座 形 付 越 替	635,322	未 決 済 法 為 替 税	9,977
外 国 為 替	12,390	未 決 済 法 為 替 税	4,235
外 国 為 替	12,251	未 決 済 法 為 替 税	3,376
買 取 立 外 為 替	127	未 決 済 法 為 替 税	15,386
そ の 他 の 資 産	11	未 決 済 法 為 替 税	1,408
未 決 済 法 為 替	146,309	未 決 済 法 為 替 税	156
未 決 済 法 為 替	464	未 決 済 法 為 替 税	633
未 決 済 法 為 替	2,947	未 決 済 法 為 替 税	1,604
未 決 済 法 為 替	5,263	未 決 済 法 為 替 税	327
未 決 済 法 為 替	14,337	未 決 済 法 為 替 税	14,880
未 決 済 法 為 替	769	未 決 済 法 為 替 税	1,858
未 決 済 法 為 替	122,529	未 決 済 法 為 替 税	53,468
未 決 済 法 為 替	72,059	未 決 済 法 為 替 税	13,108,114
未 決 済 法 為 替	30,222	未 決 済 法 為 替 税	121,101
未 決 済 法 為 替	31,913	未 決 済 法 為 替 税	50,014
未 決 済 法 為 替	3,376	未 決 済 法 為 替 税	50,001
未 決 済 法 為 替	1,371	未 決 済 法 為 替 税	13
未 決 済 法 為 替	5,175	未 決 済 法 為 替 税	175,196
未 決 済 法 為 替	3,245	未 決 済 法 為 替 税	7,998
未 決 済 法 為 替	2,863	未 決 済 法 為 替 税	167,198
未 決 済 法 為 替	382	未 決 済 法 為 替 税	914
未 決 済 法 為 替	1,003	未 決 済 法 為 替 税	166,283
未 決 済 法 為 替	53,468	未 決 済 法 為 替 税	△3,058
未 決 済 法 為 替	△32,976	未 決 済 法 為 替 税	343,253
未 決 済 法 為 替	13,511,805	未 決 済 法 為 替 税	56,745
未 決 済 法 為 替	13,511,805	未 決 済 法 為 替 税	3,654
未 決 済 法 為 替	13,511,805	未 決 済 法 為 替 税	60,399
未 決 済 法 為 替	13,511,805	未 決 済 法 為 替 税	37
未 決 済 法 為 替	13,511,805	未 決 済 法 為 替 税	403,690
未 決 済 法 為 替	13,511,805	未 決 済 法 為 替 税	13,511,805

第166期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額					
経							
資	常	運	用	収	収	益	100,820
	金	出	金	利	配	息	70,281
	価	証	利	一	ン	金	57,828
	一	ル	口	受	利	息	9,123
	の	け	の	等	入	0	3,152
	務	他	引	手	利	益	176
役	入	取	替	務	数	料	24,859
	の	為	の	売	収	益	6,803
そ	の	他	業	常	買	益	18,056
	国	為	替	業	却	益	2,438
	債	等	券	券	還	益	515
	融	派	商	商	収	益	398
	の	他	業	業	収	益	0
	株	他	の	常	収	益	1,435
	の	式	等	費	却	益	89
	の	他	の	達	収	益	3,240
	常	常	経	費	常	益	1,063
	金	調	費	利	収	用	2,177
	渡	金	達	金	費	息	848
	一	性	預	一	利	息	133
	の	マ	先	利	利	息	11
	務	ル	引	支	利	息	△15
役	の	現	支	支	利	息	13
	の	借	支	等	利	息	46
	の	取	等	手	利	息	657
	の	の	引	務	費	用	2
	の	他	替	役	費	料	12,712
	の	為	の	手	費	用	903
	の	他	業	務	費	用	11,808
	の	他	証	券	費	用	1,323
	の	有	債	券	買	損	16
	の	等	債	券	却	損	937
	の	等	債	券	償	却	293
	の	他	の	業	費	用	75
	の	業	経	常	費	用	60,665
	の	引	当	金	入	額	7,418
	の	他	の	経	費	却	3,129
	常	別	等	費	常	用	3,226
	別	資	の	利	費	益	1,063
	定	産	の	如	入	益	17,852
	定	産	の	損	費	失	131
	別	損	の	純	分	損	1,160
	別	当	の	及	分	失	644
	税	民	期	調	利	損	644
	引	等	税	純	事	益	5,938
	前	等	及	利	業	税	△191
	住	純	調	合	整	額	16,823
	人	人	等	利	合	計	5,746
	人	人	純	利	業	益	11,076
	期	期	純	利	益	計	11,076

第166期末（2022年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,338,005	預 金	10,563,784
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	183	譲 渡 性 預 金	99,451
買 入 金 銭 債 権	11,853	売 現 先 勘 定	14,473
商 品 有 価 証 券	2,576	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	303,985
有 価 証 券	1,483,991	借 用 金	2,003,407
貸 出 金	7,361,881	外 国 為 替	163
外 国 為 替	12,390	そ の 他 負 債	61,502
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	55,355	賞 与 引 当 金	1,588
そ の 他 資 産	183,752	株 式 給 付 引 当 金	156
有 形 固 定 資 産	73,541	退 職 給 付 に 係 る 負 債	961
建 物	30,298	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,604
土 地	31,918	ポ イ ン ト 引 当 金	334
リ ー ス 資 産	2,031	特 別 法 上 の 引 当 金	19
建 設 仮 勘 定	1,371	繰 延 税 金 負 債	15,992
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	7,921	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,858
無 形 固 定 資 産	3,390	支 払 承 諾	53,468
ソ フ ト ウ ェ ア	3,001	負 債 の 部 合 計	13,122,751
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	389	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,057	資 本 金	121,101
繰 延 税 金 資 産	812	資 本 剰 余 金	74,750
支 払 承 諾 見 返	53,468	利 益 剰 余 金	162,019
貸 倒 引 当 金	△38,438	自 己 株 式	△3,053
資 産 の 部 合 計	13,543,823	株 主 資 本 合 計	354,817
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	58,284
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,654
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	11
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	61,951
		新 株 予 約 権	37
		非 支 配 株 主 持 分	4,266
		純 資 産 の 部 合 計	421,072
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,543,823

第166期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	124,461
貸出証券の利息及び受入利息	68,710
有価証券の利息及び買入手形利息	57,584
コールローン利息	7,795
預金の利息	0
その他の受入利息	3,153
業務の取引等	176
その他の債権	27,723
の他の債権	24,813
の他の債権	3,214
の他の債権	1
の他の債権	3,212
経常費用	105,214
預渡金性預金及び売渡手形利息	885
コールマネー利息及び先利	133
債券の借入金	11
借入金の支払利息	△15
の他の支払利息	13
業務の取引等	46
その他の債権	694
の他の債権	2
の他の債権	11,474
の他の債権	20,880
の他の債権	64,038
の他の債権	7,935
の他の債権	2,820
の他の債権	5,115
経常利益	19,247
固定資産の特異利益	163
固定資産の特異損失	1,168
固定資産の特異損失	516
固定資産の特異損失	644
固定資産の特異損失	8
税金等調整前当期純利益	18,241
法人税、住民税及び個人税	6,643
法人税、住民税及び個人税	△323
当期純利益	6,319
非支配株主に帰属する当期純利益	11,921
支配株主に帰属する当期純利益	165
親会社株主に帰属する当期純利益	11,756

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第166期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第166期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社北洋銀行 監査役会

常勤監査役 松下 克 則 ㊟

常勤監査役 押 野 均 ㊟

常勤社外監査役 窪 田 毅 ㊟

社外監査役 和 田 健 夫 ㊟

社外監査役 石 井 吉 春 ㊟

以 上

メ モ

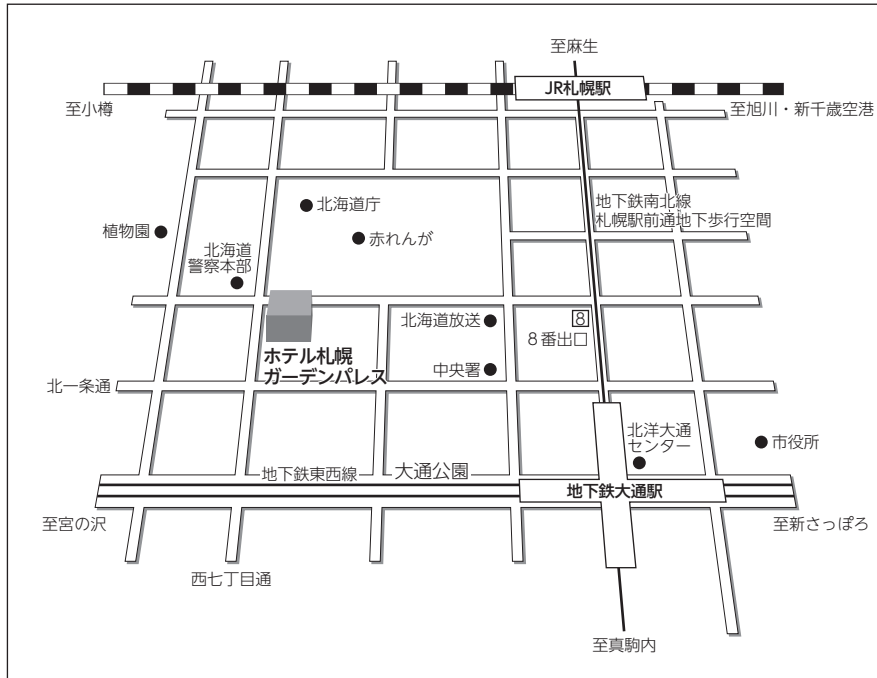
A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a guide for handwriting practice.

株主総会会場のご案内

会 場 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」

交通のご案内 J R 札幌駅から徒歩7分
地下鉄 大通駅から徒歩5分
札幌駅前通地下歩行空間 8番出口から徒歩3分

<会場付近地図>



お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ご来場の株主さまへのお土産をご用意しておりません。
あらかじめ、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

